

第 2 章

東アジアにおける

二国間投資促進保護協定の締結状況

はじめに

二国間投資促進保護協定（または二国間投資条約）（Bilateral Investment Treaties, 以下 BITs と略称）⁽¹⁾とは、一方の締約国が他方の締約国の国民または会社による自国領域内の投資に対して一定の待遇と保護を与えることを約束し、また、投資に関して紛争が生じた場合に従われるべき仲裁その他の手続をあらかじめ定めておくことを内容とする二国間条約である⁽²⁾。BITs は、締約国間の投資の流れを拡大することを目的としており、このことは、しばしばその前文で謳われている。

1956年にドイツとパキスタンとの間に最初の条約が締結されて以来、BITs の締結数は急速に増加し、現在では 600以上の BITs が締結されている。そのほとんどが先進国と発展途上国との間に締結されたものである。

BITs の締結が急速に進んだ背景には、外国投資に関する国際慣習法の内容をめぐる、先進国と発展途上国との間で対立が生じたことがあった。特に、国有化措置に対する補償の基準として、先進国が「迅速、十分かつ実効的」な補償の適用を主張したのに対して、発展途上国はこれを否定し、天然資源に対する恒久主権を論拠に受入国の広範な裁量を主張したのである。このような対立は、国際慣習法の内容を不明確にし、外国投資に関する多国間

条約の締結の試みを阻む大きな障害ともなった⁽³⁾。

このような状況において、先進国は自国の対外投資を保護し、あるいは有利な投資環境を確保する有効な手段として BITs をうみだしたのであった。他方、発展途上国が BITs を受け入れたのは、二国間条約がその性質上各国の事情に合わせやすい上に、国際慣習法に関する原則的立場を維持しながら、外資を誘致することになると考えたからである⁽⁴⁾。

BITs を積極的に活用したのは欧州諸国であったが、1980年代になると、それまで友好通商航海条約と投資保証協定に依拠し、BITs の締結に消極的であったアメリカも BITs を締結しはじめた。アメリカは投資の自由化を重視し、参入に関する内国民待遇を認める規定や、いわゆる現地化履行要求 (performance requirements) の廃止・削減を求める条項を BITs に含めている。日本は友好通商航海条約に依拠してきたが、これまでに 4 カ国との間に BITs を締結した⁽⁵⁾。

BITs の締結に外国資本を増加させる効果が実際にどの程度あるのかは必ずしも明らかではない。BITs 上の義務の多くは受入国の義務であり、資本輸出国側に対外投資を実際に増加させる具体的な義務を課していない⁽⁶⁾。また、二国間の投資の流れは、経済的政治的な諸要因によって大きく左右されるのである。

このように実際の効果が不明確であるにもかかわらず、外資誘致の手段のひとつとして、BITs の利用はよりいっそう広まりつつある。特に冷戦が終わり各国が経済重視の姿勢を強めるにつれて、自国の経済開発あるいは経済活性化の契機として、外国投資の役割は再評価されつつある。このことは、BITs を積極的に締結する国の範囲が拡大していることに表れている。

まず第 1 に、これまで BITs の締結に消極的であった諸国が BITs の締結を開始したことがあげられる。「市場移行化国」と呼ばれる旧社会主義国 (東欧、CIS 諸国) や、経済改革の手段として市場メカニズムを取り入れつつある社会主義諸国 (例えば中国、ベトナムなど) が BITs を締結しはじめたほか、カルボ主義の伝統から BITs に消極的であったラテンアメリカ諸国が

締結する例も増えている⁽⁷⁾。

第2に、発展途上国間の BITs の増加である。経済発展の結果、いくつかの発展途上国は他の発展途上国との関係で資本輸出国へと転化してきた。これら諸国は、自国の対外投資を保護するための手段として、先進国との間に締結してきた BITs を利用しはじめたのである。特に1980年代後半から急速な経済成長を実現しつつある東アジア地域において BITs の締結数が著しく増加しているのである。

本章では、東アジア諸国間の BITs の締結状況と背景について整理したのちに、その規定内容を概観することとする。

I 東アジア諸国間の BITs の増加とその背景

東アジア地域⁽⁸⁾においては多くの国々が高度の経済成長を実現しつつある。NIEs (韓国, 台湾, 香港, シンガポール) や ASEAN 諸国などの資本主義諸国だけでなく、経済改革のために市場経済の導入を進める中国, ベトナムなども高い経済成長を示している。

これら諸国の経済が急速に成長している背景には、種々の要因があり、また各国によってそれぞれの要因の重要性は異なる。しかしながら、東アジア地域全体の高成長の流れを決定づけたのが、1980年代後半からの域内の外国直接投資の急増であったことは異論がないであろう。

この外国投資ブームの契機となったのは1985年の G7 のプラザ合意に始まる世界的な為替調整であった。円高によって日本企業が他のアジア諸国への海外進出を余儀なくされたのと同様に、自国の通貨高の影響を受けた韓国, 台湾などの企業の対外投資も増加したのであった。また、87年には韓国, 台湾で民主化の動きが進行し、それに伴い労働争議, 環境問題などそれまでの急成長の歪みが表面化したことも、韓国・台湾企業の海外進出を加速した。

受入国側にも外国投資の誘因となる事情があった。ASEAN 諸国も NIEs

に遅れて1980年代以降、輸出主導型の工業化を開始し、外資規制の緩和や投資優遇措置の拡充を行った。これがNIEsからの投資の誘因となったのである。また、中国、ベトナムなどの社会主義諸国も経済改革のために「対外経済法」の整備を行い、外資を誘致するための規制の緩和や優遇措置の拡充を行った。NIEsからの投資は、当初はASEAN諸国や、「経済特区」⁽⁹⁾などの中国沿海地域に集中したが、しだいに中国内陸部やベトナムの新たな市場へと向かっている。ASEAN諸国は経済発展の結果、中国、インドシナ諸国などの他のアジア諸国との関係では資本輸出国としての役割をもちつつある。

表1は、東アジアの主要国がこれまでにBITsを締結した相手国をまとめたものである⁽¹⁰⁾。この表から、東アジアにおける外国直接投資が急増した1980年代後半に、BITsも増加しはじめていることがわかる。表には、東アジア地域との経済関係を深めつつあるオーストラリアが東アジア諸国と締結したBITsも加えた。

資本主義諸国と社会主義諸国とでは、先進諸国とのBITsの締結状況は対照的である。韓国、マレーシア、インドネシアといった国々は、1960年代から70年代にかけて欧州諸国との間に数多くのBITsを締結してきた。インドネシアでは規制緩和を行った90年代以降に締結が増加した。他方、中国をはじめとする社会主義国は、比較的最近まで欧米諸国との間にBITsの締結を行ってこなかった。これら諸国がBITsの締結を始めるのは、外国資本の積極的な受入れを開始して以降のことである。特に80年代半ばからの中国のBITsの増加は著しい。

スリランカは、東アジア諸国には含まれないが、産油国以外で他のアジア諸国とのBITsを積極的に利用した最初の国である。1970年代末に外資奨励政策へと転換したスリランカは、西欧諸国とのBITsの締結を開始したほか、日本(1982)やすでに高成長で注目されていた韓国(1980)やシンガポール(1980)との間にBITsの締結を行ったのである。

東アジア諸国間でBITsが締結されはじめるのは、1980年代後半のことである。東アジア地域における資本供給者としての地位を確立した韓国、台湾

が締結した BITs の数は増加している。

韓国は、バングラデシュ (1986)、マレーシア (1988)、パキスタン (1988)、タイ (1989)、インドネシア (1991)、モンゴル (1991)、中国 (1992) といったアジア諸国との間に BITs を締結している。中国との協定は、日中投資促進保護協定 (以下、日中協定と略称) (1988) と類似している。

台湾は、シンガポール (1990)、インドネシア (1990)、フィリピン (1992)、マレーシア (1993)、ベトナム (1993)、タイ (1995) との間に協定を締結している。中国への外国投資において台湾は、重要な位置を占めているが、台湾企業の対中投資は、香港、シンガポールの子会社を通じた「間接的投資」により行われている。この点で、台湾とシンガポールとの協定は、そのような台湾企業に対して法的保護を与えることを意図しているものと考えられる。なお、台湾と中国との民間レベルでの経済協力として、投資保護に関する協定の締結がとりあげられたことがある。

イギリスの植民地である香港は、これまでイギリス本国とは別に BITs の締結を行ってこなかった。香港は、中国への復帰後も自国の投資家の保護を確保することを求める他国との間に、1997年以降も有効な BITs を締結しはじめた。84年の中英共同宣言により設置された中英合同連絡委員会における合意により、東アジア諸国を含む18カ国との間で交渉が行われており、これまでにオランダ (1992)、オーストラリア (1992)、デンマーク (1994)、スウェーデン (1994)、スイス (1994) の5カ国との間に BITs が締結された。これら諸国は中国との間にも BITs を締結している。

BITs の締結については ASEAN 諸国も積極的であるが、注目できるのは ASEAN 諸国間の BITs である。1987年に ASEAN 諸国は、ASEAN 投資促進保護協定 (以下 ASEAN 協定と略称)⁽¹¹⁾ を締結したが、これは基本的に BITs と同じ構造をもっている。ASEAN 協定は、ほとんどの BITs が定める最恵国待遇を規定するにとどまり、内国民待遇を規定しなかった。同協定第IV(4)は、「一又はそれ以上の締約国は、この協定の枠組み内において、内国民待遇を与えることを交渉することができる。この場合に他の締約国は、

表1 東アジアにおけるBITsの締結状況

	～1969	1970～74	1975～79	1980～84	1985～89	1990～94
韓国	I	ドイツ(64)	イギリス(76) フランス(77)		デンマーク(88) イタリア(89)	オーストリア(91) スペイン(94)
	II			スリランカ(80)	バングラデシュ(86) マレーシア(88) パキスタン(88) タイ(89)	インドネシア(91) モンゴル(91) 中国(92)
	III				ハンガリー(88) ポーランド(89)	ルーマニア(90) ソ連(90) チェコスロバキア(92) ウズベキスタン(92) リトアニア(93)
	IV					パラグアイ(92) ペルー(93) アルゼンチン(94)
	V			チュニジア(75)	セネガル(84)	ザイール(90) トルコ(91)
台湾	II					シンガポール(94) インドネシア(94) フィリピン(92) マレーシア(93) ベトナム(93)
	III					ラトビア(92)
	IV					パナマ(92) パラグアイ(92) アルゼンチン(93)
香港	V					ナイジェリア(94)
						オランダ(92) オーストラリア(93) デンマーク(94) スイス(94) スウェーデン(94)

日本	エジプト(77)	スリランカ(82)	中国(88)	トルコ(92)
オーストラリア			中国(88)	PNG(90) ベトナム(91) インドネシア(92) 香港(93) オース(94) フィリピン(95)
			ベルギー(86)	フィンランド(94)
タイ			中国(86) バンラデュー(88) 韓国(89)	ラオス(90) ベトナム(91) カンボジア(95)
				チェコスロバキア(91) ハンガリー(91) ポーランド(92) ルーマニア(93) チェコ(94)
				ペルー(91)
マレーシア			オーストリア(85) フィンランド(85) イタリア(88)	デンマーク(92) スペイン(95)
			韓国(88) 中国(88)	ベトナム(92) PNG(92) ラオス(92) 台湾(93) インドネシア(94) バンラデュー(94) カンボジア(94) パキスタン(95) モンゴル(95)
				ハンガリー(93) ポーランド(93) アルバニア(94) トルクメニスタン(94) クロアチア(94) ボスニア(94)
		ルーマニア		

表1 東アジアにおけるBITsの締結状況(続き)

	1970~74	1975~79	1980~84	1985~89	1990~94
III					ギルギス(95)
IV					チリ(92) アリゼンチン(94) ウルグアイ(95)
V				クウェート(87)	UAE(91) ジンバブエ(94) ナムビア(94) ヨルダン(94)
I	ドイツ(64)	フランス(76)	イギリス(80)	オランダ(85) イタリア(88)	スペイン(93) フランス(94) オーストラリア(95)
II					台湾(92)中国(92) イスラエル(95)
III					ポーランド(92)
I	デンマーク(68) オランダ(68) ドイツ(68) ノルウェー(69)		イギリス(76)		フィンランド(92) イタリア(91) ノルウェー(91) スウェーデン(92) オーストラリア(92) オランダ(94)
II					シンガポール(90) 韓国(91) ペトナム(91) マレーシア(94) 台湾(90)中国(94)
III					ハンガリー(92) ポーランド(92) スロバキア(94)
V					チュニジア(92) エジプト(94)
I	オランダ(72)スイス(73)ドイツ(73)	イギリス(75)スイス(75)ベルギー(78)			

ガ ボ ー ル	II				スリランカ(80)	中国(85)	インドネシア(90) ベトナム(92) 台湾(90) パキスタン(92)
	III						ポーランド(93) チェコ(95)
PNG	I				ドイツ(80)	イギリス(81)	オーストラリア(90) マレーシア(92)
	I				スウェーデン(82) ドイツ(83) フランス(84) ベルギー(84) フィンランド(84) ノルウェー(84)	イタリヤ(85) デンマーク(85) オランダ(85) オーストラリア(85) イギリス(86) スイス(86) ニューゼーランド(88) 日本(88) オーストラリア(88)	ポルトガル(92) スペイン(92) アイスランド(94) ギリシア(92)
中 国	II					タイ(85) シンガポール(85) スリランカ(86) マレーシア(88) パキスタン(89)	PNG(91) モンゴル(91) 韓国(92) フィリピン(92) ベトナム(92) ラオス(93) インドネシア(94)
	III				ルーマニア(83)	ポーランド(88) ブルガリア(89)	ソ連(90) ハンガリー(91) チェコスロバキア(91) モルドバ(92) エストニア(93) リトアニア(93) ウズベキスタン(92) キルギスタン(92) アルメニア(92) カザフスタン(92) ウクライナ(92) トルクメニスタン(92) ベラルーシ(92) アルバニア(92)

表1 東アジアにおけるBITsの締結状況(続き)

	1969 ~	1970~74	1975~79	1980~84	1985~89	1990~94
III						タジキスタン(93) グルジア(93) クロアチア(93) スロベニア(93) アゼルバイジャン(94) ルーマニア(94)
IV						パナマ(92) アルゼンチン(92) チリ(94) ボリビア(92) ウルグアイ(93) エクアドル(94) ペルー(94) ジャマイカ(94) キューバ(95)
V					クウェート(85)	トルコ(90) オーストラリア(95) UAE(93) モロッコ(95) エジプト(94) イスラエル(95)
I						イタリヤ(90) ベルギー(91) オーストラリア(91) フランス(92) スイス(92) ドイツ(93) デンマーク(93) スウェーデン(93) オランダ(94)
II						インドネシア(91) タイ(91) 中国(92) マレーシア(92) シンガポール(92)
中						
国						
ベトナム						

最恵国待遇原則によって内国民待遇を請求することはできない」と定め、内国民待遇の問題を加盟国間で締結される条約に委ねている。

ASEAN 協定に関連して、シンガポール・インドネシア協定 (1990)、インドネシア・マレーシア協定 (1994)、の二つの条約が締結されている。これは、インドネシア、マレーシア、シンガポールの3カ国で進められる地域開発構想である「成長の三角地帯」(Growth Triangle) のための法的枠組みの一部となっている。成長の三角地帯構想は、マレーシアのジョホール州、インドネシアのリアウ州 (バタム島、ビンタン島など) の労働力、資源とシンガポールの資本、経営資源とを結びつけようとするものである。シンガポール・インドネシア協定によれば、バタム島などにおいて、成長の三角地帯に関する二国間条約の下でシンガポール企業により行われるプロジェクトは、インドネシアの外国投資法による承認を得ることなく、自動的に ASEAN 協定の保護が与えられる⁽¹²⁾。

中国は、開放路線を開始して以降、多くの BITs を西欧諸国や他の東アジア諸国との間に締結している。タイ (1985)、シンガポール (1985)、日本 (1988)、マレーシア (1988)、韓国 (1992)、インドネシア (1994) などの東アジア諸国との間に BITs を締結している。

インドシナ諸国もカンボジア和平の実現後、アジア NIEs や ASEAN 諸国との経済関係の強化が進んでいる。ベトナムは、インドネシア (1991)、タイ (1991)、オーストラリア (1991)、シンガポール (1992)、台湾 (1993) との間に BITs を締結している。ラオスは、タイ (1990) とオーストラリア (1994) との間に BITs を締結している。モンゴル・中国協定 (1991)、モンゴル・ラオス協定 (1994) など社会主義国間でも BITs が用いられはじめていることは注目に値する。

1980年代末から東アジア諸国は、ラテンアメリカ、東欧諸国との間でも BITs の締結を行っている。特に90年代に入って中国は、CIS・東欧諸国との間に数多くの BITs を締結している。

II 東アジア諸国間の BITs の特徴

BITs は、外国投資に関する実体的規定と手続的規定を含むことに特徴がある。個々の条約において多少のバリエーションはあるけれども、その構造や内容は類似している。東アジア諸国間の BITs も含めて、一般に次のような内容が規定されている。

定義、投資の受入れ、投資の保護、最恵国待遇・内国民待遇、国有化と補償、送金、戦争・武力紛争等による損失の補償、代位、投資家と受入国との間の紛争解決、締約国間の紛争解決、法律の透明性、要員の入国・在留。

本節では、BITs に一般に含まれる個々の条項の意義や規定の形式について簡単に触れながら、東アジア諸国間の BITs の特徴を考察することとする。

1. 適用範囲の問題

BITs による保護がいかなる範囲の投資に及ぶか、という問題は、事項的、人的、領域的、時間的な適用範囲の問題に分けることができる⁽¹³⁾。ここでは、そのうち事項的範囲として「投資」の定義を確認した後、人的範囲として「会社」、特に外国支配会社の問題をとりあげる。

(1) 投資の定義

ほとんどの BITs が、第1条に定義規定をおき、投資 (investments)⁽¹⁴⁾、国民 (nationals)、会社 (company)、投資家 (investor)、領域 (territory)、収益 (return) 等の用語を定義している。定義規定の形式は類似しているものが多い。「投資」の定義は、例示部分を伴うのが通常である⁽¹⁵⁾。

投資の定義は東アジア諸国間の BITs においても同様である。例えば、タイ・ラオス条約第1条は、「投資」を次のように規定している。

「投資」とは、一方の締約国の国民の投資家により他方の締約国の領

域において、後者の法令に従って投資されたすべての種類の資産で、排他的ではないが次のものを含むものを意味する。

- a. 動産及び不動産、並びに抵当権、留置権⁽¹⁶⁾、質権；
- b. 設立された場所にかかわらず、会社の持分、株式及び配当、又はかかる会社の財産における利益；
- c. 金銭に対する又は財産的価値を有する契約上の履行に対する請求権；
- d. 著作権、商標権、特許権、意匠、ノウハウ、トレードシークレット、商業用の名称及びグッドウイルを含む知的所有権；
- e. 天然資源を探索し、開発するコンセッションを含む法律上又は契約上付与された事業許可。

(2) 外国支配会社の問題

会社に関して多くの BITs が採用する基本的なアプローチは、締約国の領域においてその法により設立された会社は、当該締約国の会社として、条約の利益を受けるというものである。

しかしながら、企業が多国籍化し、外国投資が外国の子会社を通じて行われることが多いことから、このような形式的な取扱いを原則としながら、より実質的なアプローチを取り入れ、一定の場合に他方の締約国の会社への条約の適用を制限し、あるいは反対に、条約上の利益を第三国の会社にも拡張するための条項を含むものがある。

例えば、締約国で設立された会社であっても、第三国の国民または会社が当該会社に対して実質的利益 (substantial interest) を有する場合には、受入国は、一方的にまたは他の締約国との協議によって、条約の利益を当該会社に適用することを拒否する権利を留保する旨の条項が入れられることがある。

例えば、オーストラリア・パプアニューギニア協定第 2 条第 2 項は、次のように定めている。

(2) 一方の締約国の会社が第三国の市民又は会社により所有され又は支配

されている場合には、両締約国は、協議により、この協定の権利及び便益を当該会社に適用しないことを決定することができる。

また、反対に、第三国において設立された会社であっても、他方の締約国の国民または会社が実質的利益を有する場合には、限られた範囲で、条約の利益を認める規定をおく条約もある。日本が締結した BITs は、この種の規定をもち込んでいる。中国・韓国協定第13条は、日中協定第12条と同様に、次のように規定している。

いずれか一方の締約国の投資家が実質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域において、当該他方の締約国と当該第三国との間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが効力を有している場合を除き、次の待遇を与えられる。

(1)第2条2, ……(中略)……並びに第11条に定める事項に関し、第三国の投資家が実質的利益を有するその他の第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2)第2条2, ……(中略)……並びに第11条に定める事項に関し、当該他方の締約国の投資家が実質的な利益を有する第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

中国・韓国協定の議定書7は、「実質的利益」とは、「当該会社に対して支配又は決定的影響力を行使することを許すような利益の範囲」をいうと定義されている。日中協定の付属議定書は、これに加えて、個々の場合において実質的利益にあたるかどうかは、二国間の協議によると定めている。

以上のような規定は、会社の国籍や設立準拠法を基準とする形式的アプローチを補完するものである。しかしながら、中国・韓国協定などを除いて、東アジア諸国は、先進国との間の BITs においてはこのような条項を含めることはあっても、他の東アジア諸国との間の BITs においてはこのような趣旨の条項を含めていないようである。

この積極的理由は必ずしも明らかではないが、次のような説明は参考になる。Sornarajah 教授は、発展途上国同士が BITs を締結する理由を、より

豊かな途上国からの投資を誘致するだけでなく、当該国ですでに活動している多国籍企業を目的にしているのだと説明している。例えば、シンガポール・ベトナム協定によれば、シンガポールにある多国籍企業の子会社の対ベトナム投資も保護の対象となるのであって、他方、シンガポールは利潤の送金などによって利益を受けるのだとする⁽¹⁷⁾。同様に、台湾企業のシンガポール子会社を経由した中国への投資は、中国・シンガポール協定の利益を受ける。

いずれにしても、東アジア地域内での外国直接投資の増加に伴い、アジア企業の「多国籍化」がみられることから、今後の BITs において、このような条項を入れる例も増える可能性はある。

2. 投資の受入れ

受入国は、国際法上の特別の制限がないかぎり、外国投資の受入れの条件を自由に決定することができる。大半の BITs が受入れに対してとっているアプローチは、受入れが受入国の国内法に従ってなされるべきことを確認するものであり、このような内容の規定はしばしば受入条項 (admission clause) と呼ばれている⁽¹⁸⁾。

受入条項には、「投資を奨励し、良好な条件を創設し」(encourage and create favorable conditions for investment)、投資に対して「十分な保護と保障」(adequate protection and security) や「公正かつ衡平な」待遇を与えるといった締約国の一般的義務が定められる。また、受入条項に具体的な投資関連法規を明示するものもある。インドネシア、マレーシアの BITs はこのような規定を含む⁽¹⁹⁾。

受入条項で最も一般的な規定は、締約国は、「自国の法令に従って」(according to its laws and regulations) 投資を受け入れるというものである。「自国の法と投資政策に従って」(according to its law and investment policies) という文言が用いられるものもある。

「協定の便益は、書面により特定の承認される投資にのみ適用される」と規定する条約もある。この形の規定には、「協定の発効の前後であるかにかかわらず、承認を申請しなければならない」あるいは「承認を申請することができる」という規定を伴っているものもある。このタイプの条約としては、タイ、インドネシアが締結した条約にみられる。

例えば、タイ・韓国協定、タイ・ベトナム協定、タイ・ラオス協定は文言がすべてほぼ同一であるが、その共通の第2条および第3条は次のように定められている（タイ・ラオス協定では、第2条(3)が含まれていない）。

第2条

- (1) この協定の便益は、いずれかの締約国の国民及び会社による他方の締約国の領域内における資本の投資が、後者の締約国の権限機関により書面により特定の承認された場合に適用されるものとする。
- (2) 締約国の国民及び会社は、この協定の発効前又は以後になされたかを問わず、すべての資本の投資に関して、かかる請求を自由に行うことができる。
- (3) いずれかの投資に関して承認を与える場合には、承認を与える締約国は、自国の法令に従って、妥当な条件を定めることができる。

第3条

- (1) いずれの締約国も、その計画及び政策を考慮して、自国の領域内における他方の締約国の国民及び会社による資本投資を奨励し、助長するものとする。
- (2) いずれかの締約国の国民及び会社が他方の締約国の領域内において行った投資は、後者の法令に従って、不断の保護と保障を享受するものとする。

なお、アメリカがこれまでに締結した BITs では、他の大多数の BITs と異なり、受入れないしは参入の問題を、待遇の問題に含めて扱い、受入条項に相当する規定を特にもたない⁽²⁰⁾。

3. 待遇

(1) 最恵国待遇と内国民待遇

BITsの最も重要な機能は、外国投資に対して一定の待遇を保証することである。これらの待遇は、最恵国待遇などの一般的な基準と、送金、国有化などの個別事項における特定の基準とに分けることができる⁽²¹⁾。

一般的基準としては、①「公正かつ衡平な待遇」(fair and equitable treatment)、②「十分な保護と保障」(adequate protection and security)、③最恵国待遇 (most-favored-nation treatment) ・内国民待遇 (national treatment) がある。

これらの基準のなかで重要なのは、最恵国待遇と内国民待遇である。最恵国待遇とは、第三国の投資家に対して与える待遇よりも不利でない待遇をいい、内国民待遇は自国民に与える待遇よりも不利でない待遇をいう。投資に関する国際文書の締結において、最恵国待遇あるいは内国民待遇をどのような範囲で認めるかが問題になる。

ほとんどのBITsは、「投資(財産)及びその収益」(investments and returns)に対する最恵国待遇を認める。多くの条約が、さらに「投資財産の経営、使用、享受及び処分」に関しても最恵国待遇が認められる旨を明記している。例えば、中国・インドネシア協定第4条は次のように規定している。

1. いずれの締約国も、自国領域内において他方の締約国の投資家が行った投資及びそれから生じる収益を、第三国の投資家が行った投資及びそれから生じる収益に対して与えた待遇よりも不利な待遇に服せしめてはならない。
2. いずれの締約国も、自国領域内において他方の締約国の投資家を、当該投資の経営、使用、享受又は処分、並びに当該投資に関係する活動を、第三国の投資家に対して与えるものより不利な待遇に服せしめてはならない。

表2 最惠国待遇・内国民待遇

①投資及び収益) ②「投資に伴う活動」 ²⁾ 又は「投資財産の経営、 使用、享受及び処分」 ³⁾	①...MFN	①...MFN ②...MFN	①... MFN+E/F ②...E/F	①+②... MFN+NT	司法手続等に ついて MFN+NT	受入れに關す るMFN
ASEAN協定	x					
インドネシア-ベトナム			x			
インドネシア-韓国		x				
中国-モンゴル			x			
韓国-タイ			x			
タイ-ベトナム			x			
ラオス-タイ			x	x		
中国-シンガポール	x					
中国-インドネシア		x				
中国-ラオス			x			
韓国-マレーシア				x		
韓国-モンゴル			x			
中国-韓国				x	x	x
シンガポール-ベトナム						
ラオス-モンゴル						
中国-日本				x	x	x

MFN 最惠国待遇 (most-favored-nation treatment)

NT 内国民待遇 (national treatment)

E/F 公正かつ衡平な待遇 (fair and equitable treatment)

(注) 1) investments and returns

2) 例えは“business activities in connection with the investment”

3) 例えは“control, use, enjoyment and disposal”

BITsには、関税同盟、自由貿易協定、租税条約、国境貿易等に基づいて第三国に与える特権ないし利益については最恵国待遇の例外とする旨が規定されることが多い。タイ・ベトナム協定では、国内の投資法による「優遇措置を受ける者」(promoted person)については、かかる者に与えるインセンティブは最恵国待遇の例外とされることを明示している。

最恵国待遇だけでなく、東アジア諸国間のBITsでは、内国民待遇を認める条約は多くなく、検討した範囲では、韓国が締結した諸協定や、タイ・ラオス協定に内国民待遇がみられた。

以上のような投資の受入れ後の活動だけでなく、投資の受入れあるいは参入についても、最恵国待遇あるいは内国民待遇を認めるかが問題となる。

中国・韓国協定第2条第2項は、日中協定第2条第2項と同様に、投資の受入れについても最恵国待遇を認めている。

いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資の許可⁽²²⁾及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

アメリカのBITsには、受入れ条項に該当する規定がなく、参入の問題は投資の待遇の基準に関する条項に含まれている⁽²³⁾。アメリカのBITsにおいては、最恵国待遇または内国民待遇の適用が、投資の「設立」または「取得」にも認められている。ただし、アメリカのBITsには、例外とされる分野のリストが条約に付属されており、しばしばその例外分野は広範である。この手法は、各国の投資法にみられる「ネガティブ・リスト」に似ていると指摘される⁽²⁴⁾。東アジア諸国間のBITsでは、アメリカのように受入れに内国民待遇まで要求したものはない。

最恵国待遇と内国民待遇に関して付言すべきことは、国内的救済についての適用を認めるものがあることである。

中国・韓国協定第4条は、日中協定第4条と同様に、国内的救済に関する最恵国待遇と内国民待遇を定めている。

いずれの一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の投資家に

表3 通貨の移転の条件

	無差別	自由な移転 *移転を保証	遅滞なく *不合理な	分割	納税義務を果 たしているこ と	自由に交換可 能な *本来の通貨 又は…	MFN	為替レートに 関する規定
ASEAN協定		X	X*			X ¹⁾	X	X
インドネシア-ベトナム			X*	X	X	X*	X	X
インドネシア-韓国			X*		X	X*	X	X
中国-モンゴル		X*						X
韓国-タイ		X						
タイ-ベトナム		X		X ²⁾	X	X	X	X
ラオス-タイ		X		X		X	X	X
中国-シンガポール	X	X				X	X	X
中国-インドネシア			X*		X	X*	X	X
中国-ラオス		X*					X	X
韓国-マレーシア			X*			X	X	X
韓国-モンゴル			X			X	X	X
中国-韓国			X ³⁾			X	X	X
シンガポール-ベトナム								
ラオス-モンゴル								
中国-日本		X						

(注) 1) in any freely-usable currency
 2) reasonable installments
 3) undue delay

対して自己の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関して与える待遇は、当該一方の締約国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

(2) 送金⁽²⁵⁾

投資で得た収益や清算された資本の本国あるいは第三国への移転を自由に行うことができなければ、投資意欲は著しく損なわれるであろう。そこで、BITsには、送金または移転の自由に関する規定が含まれている。

一般に、BITsは通貨の移転が、①遅滞なく (without delay)、②交換可能・換価可能な通貨で (in convertible/realizable currency)、③移転の日の為替レートで (at the official/prevaling rate of exchange on the date of transfer) なされるべきことを要求する。ただし財政的困難等を理由とする例外を設ける場合も多い。送金・移転の規定は、取用措置に対する補償、戦争・武力紛争等による損失の補償についても準用されることもある。これらの場合に移転の額が大きいことから、分割によることができる旨を定める条約もある。対象条約においても同様の基準がみられる (表3参照)。

(3) 国有化・取用措置と補償

BITsの多くは、外国資本の国有化・取用およびその補償に関して、先進国が主張したような待遇を認めたことから、国際慣習法との関係でBITsの累積をどのようにとらえるかということが問題とされてきた。BITsの補償の規定を国際慣習法を確認したものであるとする見解、新たに国際慣習法を成立させる効果を認める見解、反対にあくまでも特別法にすぎないとして、そのような慣習法形成効果を認めない見解などがある⁽²⁶⁾。

BITsにおける国有化・取用に関する規定も実質的内容は個々の条約によってそれほど異ならず、通常は条件として、①公益／公共の目的 (public interest/public purpose)、②無差別 (non-discriminatory)、③補償 (compensa-

表4 国有化・収容措置の条件

	公益	補償	無差別	公平かつ衡平な待遇	法令・手続に従った正当な法的手続	審査	株主への準用
ASEAN協定	X	X	X		X	X	X
インドネシア-ベトナム	X	X	X	X	X	X	X
インドネシア-韓国	X	X				X	X
中国-モンゴル	X ¹⁾	X	X		X	-	-
韓国-タイ	X ²⁾	X			X	X	X
タイ-ベトナム	X	X		X	X	X	X
ラオス-タイ	X	X		X	X	X	X
中国-シンガポール		X	X		X	X	X
中国-インドネシア	X	X				-	X
中国-ラオス	X	X	X		X	-	-
韓国-マレーシア	X	X	X		X ³⁾	X	X
韓国-モンゴル	X	X	X		X	X	X
中国-韓国	X	X	X		X	X	X
シンガポール-ベトナム							
ラオス-モンゴル							
中国-日本	X	X	X		X		

(注) 1) need of social and public interest

2) public purpose related to the internal needs

3) in accordance with domestic legal procedure

tion), ④正当な法の手続 (due process of law) が挙げられる⁽²⁷⁾。取用措置の適法性や補償の額・算定方法等について司法手続または行政手続による審査を受けられることを明記するものもある⁽²⁸⁾。東アジア諸国間の BITs の規定内容については、表 4 参照。

最も問題となるのは、国有化・取用措置に対する補償に関する条件である。BITs には、議論のあった「迅速、十分かつ実効的な」(prompt, adequate and effective) といういわゆる「ハルの定式」(Hull formula) をそのまま用いるものも多い。また、単に十分な (adequate) という基準を用いるものもある。

市場価値 (またはそれに類似する表現が用いられる) が取用された資産を査定する際に一般に用いられる基準である。取用の際に通常起こりうる価値の減少から投資家を保護するために、取用の前、あるいは取用が公知となる前の市場価値が参照されることが多い⁽²⁹⁾。

補償の支払の方式としては、「(不合理な) 遅延なく」(without (unreasonable) delay), 「(自由に) 移転可能な」((freely) transferable), 「(実効的に/完全に) 換価可能な」((effectively/fully) realizable) が通常用いられる基準である⁽³⁰⁾。

ほとんどの条約で、現地法人の資産の取用等について、締約国の株主に対する補償についても、国有化・取用に対する補償の規定が適用されることを明示している。

東アジア諸国間の BITs における補償の条件は、表 5 のとおりである。「迅速、十分かつ実効的な」は、韓国がインドネシアとタイとの間に締結した条約などにみられる。

(4) 戦争・武力紛争等による損失の補償

この規定は、外国投資家が受入国における戦争、武力紛争、国家緊急事態、反乱、革命等により損害を受けた場合に、「現状回復、賠償、補償その他の解決」を与えるものとし、これらの事項に関して、最恵国待遇さらには内国

表5 補償の条件

	遅滞なく *不当な **不合理な	(自由に)移 転可能な ²⁾	換可能な ³⁾ *実効的に **自由に	迅速, 十分 かつ実効的 な ⁴⁾	十分 実効的な ⁵⁾	十分 な	国際 標準	単に 価額	市場価額 (収容時・公 知となる前)	利子
ASEAN協定	X**	X	X ⁶⁾			X		X		
インドネシア-ベトナム	X	X	X*			X	X	X		
インドネシア-韓国	X*	X	X*	X				X		X
中国-モンゴル	X**	X	X	-	-	-				
韓国-タイ	X		X*	X ⁶⁾				X		
タイ-ベトナム	X	X	X*			X		-		
ラオス-タイ	X	X	X*			X		-		
中国-シンガポール	X*	X	X***	-	-	-				
中国-インドネシア	X*	X	X*	-	-	-		X		
中国-ラオス	X**	X	X	-	X	-				X
韓国-マレーシア	X	X	X*	X				X	X	X
韓国-モンゴル	X*	X		X ⁶⁾	-	-		X	X	X
中国-韓国 ⁹⁾	X	X	X*					X	X	X
シンガポール-ベトナム										
ラオス-モンゴル										
中国-日本	X	X	X*					X ⁷⁾		

(注) 1) without (undue/unreasonable) delay

2) freely transferable

3) realizable

4) prompt, adequate and effective

5) appropriate and effective

6) adequate and effective

7) 収容措置等がなかった場合における「同一の財産状況におくもの」

8) in freely-usable currencies

9) generally recognized principles of valuation and on equitable principles taking into account

民待遇を認めている。

東アジア諸国間の BITs では、内国民待遇まで規定するものとしては、タイ・ラオス協定、タイ・韓国協定、韓国・モンゴル協定などがある。補償の移転については、送金（移転）の規定を準用するものと、独立に条件を定めるものがある。

中国が締結した協定では、さらに軍や政府による破壊等についての補償についても特に規定をおいている。例えば、中国・韓国協定第6条第2項は、一方の締約国の投資家が、他方の締約国の軍または当局によるその財産の取得またはその破壊で、軍事活動によって生じたのではないか、または状況の必要性から要求されたものではないものによって、損害または損失を被ったときは、当該投資家は公正かつ衡平な補償を与えられるものとする定め。

(5) その他の待遇

東アジア諸国間の BITs においては、「入国および在留」、「法律の透明性」といった先進国との協定にはみられるような規定が、ほとんど盛り込まれていない。

「入国および滞在」に関する規定とは、投資に関して必要な専門家その他の要員の入国や滞在を円滑にするための規定である。例えば、オーストラリア・ベトナム協定第5条、オーストラリア・中国協定第4条、オーストラリア・パプアニューギニア協定第10条もほぼ同じ文言で、次のように定めている。

第5条 要員の入国及び在留

(1) いずれの締約国も、市民以外の者の入国及び在留に関連しそのときに適用可能な法律（及び政策）に従って、他方の締約国の国民である自然人及び他方の締約国の会社により雇用される要員が投資に関連する活動に従事するために自国領域に入国し及び在留することを許可するものとする。

(2) いずれの締約国も、そのときに適用可能な法律に従って、自国

の領域内において投資を行った他方の締約国の国民に、その市民権にかかわらず、自己の選択する技術上及び経営上重要な要員を雇用することを認めるものとする。

中国・韓国協定第2条第3項は、入国・在留に関して次のように緩やかな形で規定している。

いずれか一方の締約国の国民で、投資を行い及びそれに関する事業活動を遂行することを目的に、他方の締約国の領域内に入国し、及び滞在することを望む者は、当該国における入国、在留及び居住の申請、並びに事業活動を行うための許認可の申請に関して、当該国の関係法令に従って好意的考慮 (sympathetic consideration) を与えられるものとする。

東アジア諸国間の BITs であまりみられなかったもう一つの条項が、「法律の透明性」 (transparency of laws) に関するものである。これは、受入国の国内法が不明確であることが多いことから、受入国に対して投資に関する国内法を明確化するための努力を義務づけるものである。例えば、オーストラリア・ベトナム協定第6条は次のように規定している。

第6条 法律の透明性

いずれの締約国も、自国の領域内における他方の締約国による投資に関係し又は影響する法律の理解を促進するため、当該法律を公表し、かつ速やかにアクセスできる (readily accessible) ようにする。

オーストラリアが、パプアニューギニアと中国との間に締結した条約では、要請があった場合に、「特定の法律のコピーを他方の締約国に提供すること」、「特定の法律及び政策を説明するため、他方の締約国と協議すること」が加えられている。

4. 紛争解決手続

BITsには、手続的規定として、①代位、②投資家と受入国との紛争解決手続、③条約の適用・解釈に関する締約国間の紛争解決の三つの規定が含まれる⁽⁸¹⁾。

(1) 代位

代位は厳密な意味では、紛争解決手続には含まれない。この規定は、本国が、自国の投資保険制度等に基づいて自国投資家に支払を行った場合に、投資家が受入国に対して有する権利または請求権を本国に移転し、本国がその権利または請求権を行使することを受入国が認めることを内容としている。

この条項は検討した条約のすべてに含まれている。

(2) 投資家と受入国との間の紛争解決

多くの BITs は、一方の締約国の投資家と他方の締約国との投資に関する紛争が生じた場合、協議などによって友好的な解決が試みられるべきであるとし、一定期間内に解決にいたらなかったときには仲裁などに付託されるべきことを定めている。

多くの BITs は、特別仲裁裁判所の設置を定めるが、投資紛争解決国際センター (ICSID) への付託を認めるものもある。特別裁判所の利用を定める場合でも、ICSID の仲裁規則等に準拠すべきことを定めるものもある。

中国が締結した BITs では、仲裁の利用は限定的である。これらの条約では、特別仲裁裁判所の利用は、国有化・収用措置の価額に関する紛争に限定されており、国内裁判所に付託したものについては、仲裁に関する規定が適用されないことになっている。ただし、中国・韓国協定では、一方の締約国の投資家と他方の締約国政府との間の他の事項に関する紛争は、相互合意によって前項の仲裁委員会に付託されると定める。

(3) 締約国間の紛争解決手続

条約の解釈・適用に関する締約国間の紛争は、外交チャネルを通じた協議あるいは交渉を通じて、友好的に解決されるべきこと、そして、一定期間内に解決にいたらない場合には、特別の仲裁裁判所により解決されるべきことが通常規定される。

多くの BITs では、一方の締約国からの協議の要請に対して他方の締約国が速やかに対応すべき旨の規定をおいている。さらに、中国が締結する BITs では定期会議ないしは合同委員会の設置が定められている。例えば、中国・ラオス協定第11条は次のように規定している。

1. 両締約国の代表は、次の目的のために時宜に応じて会合を開くものとする。

- (a) この協定の実施の見直し
- (b) 法律情報及び投資機会の交換
- (c) 投資から生じる紛争の解決
- (d) 投資促進のための提案の提出
- (e) 投資に関連する他の問題の研究

2. いずれかの締約国が前項の事項について協議を要請したときは、他方の締約国は迅速に対応するものとし、協議は北京及びビエンチャンのいずれかにおいて開催されるものとする。

このような規定は日中協定において導入されたものであり、中国が韓国との間に締結した協定にもみられる。

5. 規定内容の傾向

以上、簡単にいくつかの東アジア諸国の BITs の規定内容について概観してきた。東アジア諸国間の BITs は、基本的に欧州諸国との間に締結したものに従っており、アメリカの BITs で要求されるような、受入れに関する内国民待遇や、現地化履行要求の廃止などに関する規定はまだ盛り込まれてい

ない。

さらに、東アジア諸国間の BITs は、無難な内容になっていることも特徴的と言えるかもしれない。多くの BITs は最恵国待遇を認めるにとどまり、内国民待遇まで認めたものは少ない。また、外国支配会社の取扱いに関する条項、法律の透明性、要員の入国・在留に関する条項などを含まないものが多い。

ところで先進国は、BITs の締結にあたってモデル条約あるいはプロトタイプ条約を作成した。先進国と発展途上国との間に締結された BITs は先進国側の条約案文に依拠する例が多い⁽³²⁾。

NGO であるアジア・アフリカ法律家諮問委員会 (Asian-African Legal Consultative Committee) は、アジア、アフリカ地域の諸国間での BITs の締結を促進することを目的に、1984年に、三つのタイプからなる二国間投資促進保護協定モデル (Model Bilateral Agreements on Promotion and Protection of Investments) を採択している⁽³³⁾。しかしながら、少なくとも東アジア地域においては発展途上国間の BITs であっても、特にこのモデル条約に明らかに依拠したと思われる条約はないようである⁽³⁴⁾。

東アジア諸国のなかにも、モデル条約を作成している国があるか定かではないが、BITs の構成、文言等をみるかぎり、いくつかの諸国は一貫した構成あるいは内容の BITs を締結していることがわかる。例えば、タイ、インドネシアはそれぞれほぼ同じ内容の BITs を他のいくつかの東アジア諸国との間に締結している。1987年に ASEAN 投資促進保護協定の締結を行っていたことが関係しているかもしれない。中国も他の社会主義国との関係においては、条約の構成・内容に一貫性がみられる。これに対して、韓国は、内国民待遇など多くの点でしばしば有利な条件を得ているが、条約の構成や文言にそれほど統一性がないように思われる。

おわりに

いくつかの東アジア諸国は経済発展の結果、資本輸入国から資本輸出国への転換を開始している。これら諸国は、国際投資に関する国際的ないしは地域的な法的枠組みの欠如を、それまで西欧諸国との間に結んできた BITs を近隣のアジア諸国との間にも締結することによって補完している。他方、新たに外資導入を開始した諸国は、BITs を外資誘致の手段のひとつとして積極的に利用しはじめているのである。

東アジア諸国間の BITs は、アメリカなどの BITs と比較すると、投資の自由化の観点からみて、革新的な内容を含んでいない。しかしながら、これまで BITs をほとんど締結してこなかった諸国にとっては、BITs の締結によって国内法または外資政策の変更が必要となる場合もある。この意味で、東アジア地域における BITs に、東アジア地域の投資環境を整備していく役割を期待することができるであろう。

東アジア諸国が締結する BITs は、他の発展途上国にとっても受け入れやすいものである。今後も発展段階の異なるアジア諸国間やラテンアメリカ諸国との間で、法的枠組みを整備する手段として、BITs が選ばれる例も増えると思われる。APEC の枠内での投資自由化の動きをにらみながら、アジア太平洋地域に BITs のネットワークが形成・発展していくと思われる。また、このような BITs の蓄積がアジア太平洋地域の投資ルールの発展の基礎となっていくと思われる⁽³⁵⁾。

注(1) 二国間投資条約 (BITs) についての包括的な研究として、World Bank, *Legal Framework for the Treatment of Foreign Investment*, 1992, reproduced in *ICSID Review - Foreign Investment Law Journal*, Vol. 7, No. 2, Fall 1992. (邦訳、櫻井雅夫監訳『外国投資のための法的枠組み』, アジア経済研究所, 1994年) (特に, Mohamed I. Khalil, "Treatment of Foreign

- Investment in Bilateral Investment Treaties,” *ibid.*, pp. 339-383) ; UNCTC, *Bilateral Investment Treaties*, 1988.などを参照。
- (2) 外国投資に関する二国間条約には、本章で扱う BITs の他に次の二つの類型がある。第1は、友好通商航海条約 (Friendship, Commerce and Navigation Treaty) である。これは、二国間の経済関係を包括的に規律するための最も伝統的な条約であるが、外国投資に係わる規定はその一部にすぎない上に、投資紛争解決に関する規定が含まれないなど不十分な点が多いため、最近では締結数はあまり多くはない。第2は、投資保証協定 (Investment Guarantee Agreement) であり、代位などの外国投資紛争に係わる手続規定を中心とする二国間条約であり、アメリカ、カナダなどが自国の投資保険制度等の適用の前提として締結を推進したものである。UNCTC, *op. cit.*, pp. 3-5; 櫻井雅夫『国際経済法』, 成文堂, 1994年, 245ページ以下。
 - (3) 外国投資に関する多数国間条約については、前掲, World Bank, pp. 384-427 (Franziska Tschofen, “Multilateral Approaches to the Treatment of Foreign Investment,” *FILJ*, Vol. 7, No. 2, Fall 1992, pp. 384-427. (『外国投資のための法的枠組み』, 85-118ページ) 参照。多数国間条約の遅れの原因としては、他に、外国投資が貿易に比べて多くの法分野に係わること、先進国にも外資に対するさまざまな法規制が存在することがあげられる。例えば、松下満雄『国際経済法』, 有斐閣, 1988年, 195-197ページ, 参照。
 - (4) BITs の締結が急速に進んだ理由としては、①通商航海条約に比べて技術的、非政治的であり、特定の国との政治的結合を嫌う途上国にとって締結が比較的容易であった、②個々の国家の状況に対応した適正かつ効果的な文言を用いることにより、実務の要請に応えることができた、③投資環境の整備、法的保証の確保、累積的效果などのメリットを有していたこと、などがあげられる。横川 新「二国間投資促進保護協定 (BIT) をめぐる最近の動向について」(安藤勝美編『発展途上国と国際法制度の変革』, アジア経済研究所, 1986年), 189ページ。
 - (5) エジプト, スリランカ, 中国, トルコ。
 - (6) BITs は規定の仕方は双務的であるが、この意味で「片務的」である。さらに、BITs の「不平等性」を懸念する見解もある。例えば, M. Sornarajah, *International Law on Foreign Investment*, 1994, pp. 227-228. 参照。
 - (7) ラテンアメリカ諸国の BITs については、本書第3章参照。ラテンアメリカ諸国がアメリカと投資保証協定を締結する例も増えている。
 - (8) 本章では、東アジアを広い意味で使い、東南アジアを含めている。
 - (9) 経済特区については、例えば、小林昌之「経済特区の法的枠組」(針生誠吉・安田信之編『中国の開発と法』, アジア経済研究所, 1992年) 参照。
 - (10) リストには、東アジア地域内の外国投資の流れとの対応関係を示すために、

台湾が締結した協定も含めている。政治的対立を回避するために民間団体間の協定という形態をとり、したがって、国際法上の条約ではないものも含めていることに留意する必要がある。

- (11) Agreement among the Government of Brunei Darussalam, the Republic of Indonesia, Malaysia, the Republic of the Philippines, the Republic of Singapore, and the Kingdom of Thailand for the Promotion and Protection of Investment (15 December 1987). テキストは, ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series 1967-1987*, third edition, Jakarta, 1988, pp. 288-292.
- (12) Foo Kim Boon, "Investment and Cooperation Agreements in the Framework of the Indonesian-Malaysian-Singapore Growth Triangle," *Asian Yearbook of International Law*, Vol. 1, 1991, Martinus Nijhoff Publishers, 1993, pp. 179-182.
- (13) UNCTC, *op. cit.*, pp. 16-29.
- (14) 日本が締結したBITsの公定訳では、「投資」(investment)と「投資財産」(investments)とを区別して用いている。
- (15) アメリカやオーストラリアのBITsは、投資の定義に「支配」概念を含めたり、例示規定がより詳細になっている点で異なっている。
- (16) 原語は, lien.
- (17) Sornarajah, *op. cit.*, p. 259. なお, シンガポール・ベトナム協定については, F. K. Boon, "The Singapore-Vietnam Bilateral Investment Agreement 1992," *Singapore Journal of Legal Studies*, 1993, pp. 318-325.
- (18) Khalil, *op. cit.*, p. 350.
- (19) UNCTC, *op. cit.*, p. 18.
- (20) F. I. Shihata, "Recent Trend Relating to Entry of Foreign Direct Investment," *ICSID Review - Foreign Investment Law Journal*, Vol. 9, No. 1, Spring 1994, pp. 42-43.
- (21) UNCTC, *op. cit.*, pp. 16-29. 絶対的基準と相対的基準という分類の仕方もある。
- (22) 「許可」は, 英文では"admission".
- (23) Shihata, *op. cit.*, p. 56.
- (24) *Ibid.*, p. 57.
- (25) Khalil, *op. cit.*, pp. 360-361; UNCTC, *op. cit.*, pp. 41-45.
- (26) Sornarajah, *op. cit.*, pp. 225-229; 最首太郎「投資保護の現代的様相 二国間投資促進保護条約の法的意義」(『法学新報』第95巻第6号, 1990年), 125-165ページ, 参照。この問題を検討することは, 東アジア諸国間のBITsを対象を限定する本章の目的ではないが, 検討したいいくつかの条約の文言において

も多様性がみられる。

- (27) Khalil, *op. cit.*, p. 374 ; UNCTC, *op. cit.*, p. 49.
- (28) UNCTC, *op. cit.*, p. 58.
- (29) UNCTC, *op. cit.*, p. 56.
- (30) Khalil, *op. cit.*, pp. 374-375 ; UNCTC, *op. cit.*, p. 58.
- (31) Khalil, *op. cit.*, pp. 382-383 ; UNCTC, *op. cit.*, pp. 61-70.
- (32) UNCTC, *op. cit.*, p. 15.
- (33) テキストは, *International Legal Materials*, Vol. 23, No. 2 , pp. 239-268.
- (34) UNCTC, *op. cit.*, p. iv.
- (35) アジア太平洋地域の投資協定の可能性を論じたものとして, 例えば; Stephen Guisinger, "A Pacific Investment Agreement," *ASEAN Economic Bulletin*, Vol. 10, No. 2, Nov. 1993, pp.176-183.